

被爆証言応答装置製作等業務公募型プロポーザル応募説明書

1 プロポーザルの目的

被爆から79年が経過し、被爆者の更なる高齢化が進む中、次世代への被爆体験の継承がますます困難な時期に差し掛かっている。「被爆者がいなくなる時代」を見据え、AIなどのデジタル技術を活用して、被爆者本人に代わる新たな被爆体験継承の手法を確立し、被爆者の言葉や平和への思いを的確かつ確実に後世へと伝えることが本市の責務であり、また、喫緊の課題である。

このため、技術の進展に合わせて、AIなどの最新のデジタル技術を活用し、利用者の質問に対して、あらかじめ撮影した被爆者のインタビュー映像の中からAIが分析し、適切な答えを選んで再生する装置を被爆者5人分製作する提案を募集し、被爆者の言葉や平和への思いを確実に継承できる装置の製作に必要なノウハウを有する事業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

被爆証言応答装置製作等業務

(2) 業務内容

別紙「被爆証言応答装置製作等業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税の額を含む（税率10%）。）

68,200,000円

(5) 事業担当課

広島市市民局国際平和推進部平和推進課（広島国際会議場3階）

〒730-0811

広島市中区中島町1番5号

電話 082-242-7831（直通）

FAX 082-242-7452

E-mail peace@city.hiroshima.lg.jp

3 公募型プロポーザル参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。共同企業体での参加の場合は、全ての構成員が全ての要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取り消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。

4 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

(1) 添付書類

ア 誓約書（様式2）

イ 法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

ウ 役員名簿（様式3）

エ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、（様式2）の誓約書において、該当するチェック欄にチェックを入れること。

オ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

【広島市競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合】

カ 直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）の写し

(2) 提出場所

上記2(5)の事業担当課

(3) 提出期限

令和6年9月2日（月） 午後5時15分まで

(4) 提出方法

事業担当課に持参または郵送（配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限内に必着のこと。）

(5) 結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果通知を書面又は電子メールにて通知する。

5 質問の受付及び回答

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 提出先
上記2(5)の事業担当課
- (2) 提出期限
令和6年9月2日(月) 午後5時15分まで
- (3) 提出方法
質問書(様式4)を作成し、電子メールにて提出すること。(件名は「被爆証言応答装置製作等業務に係る質問書」とすること。)
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

6 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目
様式5-1(様式5-2)の項目について具体的に記載すること。
- (2) 企画提案書の提出部数等
 - ア 正本1部、副本10部を提出
 - イ 企画提案書の正本の表紙(様式5-1)には、応募者名(企業名、代表者)等を記載すること。ただし、提案者名等の記載は正本のみとし、副本には表紙(様式5-2)を含め、応募者名等が類推できる記載はしないこと。
 - ウ 企画提案書は、様式5-1に記載する注意事項を遵守し、作成すること。
 - エ 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
 - オ 企画提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
 - カ 企画提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
 - キ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願(様式7)を提出すること。
 - ク 提出された書類は返却しない。
 - ケ 発注者が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。
- (3) 提出期限及び提出場所等
 - ア 提出期限
令和6年9月6日(金) 午後5時15分まで
 - イ 提出場所
上記2(5)の事業担当課
 - ウ 提出方法
事業担当課に持参又は郵送(配達証明書付き書留郵便による限る。提出期限までに必着のこと。期限後の提出は受け付けない。)

7 審査

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「被爆証言応答装置製作等業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として決定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低基準（得点総計の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

なお、プレゼンテーションを欠席した者については、その提案を無効とする。

(2) 評価基準

別紙「被爆証言応答装置製作等業務における受託候補者特定基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 上記(1)のとおり、企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、審査を行い、受託候補者を決定する。最高得点を獲得した者が複数いた場合、審査委員会で協議の上、受託候補者を決定する。

イ プレゼンテーション実施日等

(ア) 日時

令和6年9月11日（水）（予定）（提案者に別途通知する。）

(イ) 場所

開催場所に関しては、提案者に別途通知する。

(ウ) 実施方法

- a 1 提案者当たりの説明時間は30分以内とし、質疑応答は15分以内として実施する。また、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始する。なお、提案者が多数の場合は、説明及び質問の時間を調整する場合がある（詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。）。
- b 説明は提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配付は認めない。
- c プレゼンテーション会場への入室は5名以内とする。なお、参加者の一部についてはオンラインでの参加を認めるが、その場合、会場参加者及びオンライン参加者を合わせて5名以内とし、オンライン参加用の機器及び通信手段は提案者が用意することとする。

(4) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する（9月下旬を予定）。受託候補者として決定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目ごとの得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（提案者名及び合計点）については、ホームページで公開する。

8 契約の方法等

- (1) 受託候補者として特定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。その際、受託候補者としての決定を取り消された者は、損害賠償金として入札保証金に相当する額（企画提案書に記載した契約期間における提案額の5%）を広島市に支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合は、損害賠償金の支払いを要しない。

- (2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。

ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

- (3) 「基本仕様書」は本業務の最低要求水準を示すものであり、契約に当たっては、企画提案に基づき仕様書を調整する。

9 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規定及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案者が本契約案件に参加するための費用及びその後の契約手続きに要する費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限後における参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (6) 提出された企画提案書については、受託候補者の決定及び契約手続きにのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合は提案者の承諾を得るものとする。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。